

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

○介護保険システムの開発状況等について

(合計 本紙含め 7枚)

vol. 68

平成12年4月17日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

(※は、本県の状況等。)

事務連絡
平成12年4月17日

各都道府県介護保険主管課(室) 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険課

介護保険システムの開発状況等について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険システムの開発状況全般について、別紙のとおりとりまとめましたので、円滑な請求が行えるよう、管下市町村を始めとする関係者に周知を図るようお願いします。

記

1. 保険者システムのテストについては、国保連合会と連携してスケジュールを確認のうえ、国保連合会とのインターフェイステストをするよう保険者を指導すること。**※既に実施中。問題点等ある場合は業者から直接連絡。**
2. 介護給付費等に関する費用の請求については、一定の基準の事業所(別添)を除いては、介護給付費等の費用の請求は、伝送又は磁気テープで行うことが原則であるので、その周知徹底を図ること。
なお、施行当初にシステムの導入が間に合わない場合、振票を用いて請求を行うことがやむを得ないところである。
また、「電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に関する届」状況を把握するとともに、未提出である場合には関係団体と連携を図り、届出が必要な場合は速やかに届出するよう指導すること。
やむを得ず帳票による請求を行う場合は、パンチ委託することから、請求

の記載方法について修得し、5月10日の請求期日を遵守するよう指導すること。

3. 介護事業者からソフトウェアの導入については、最低限チェックプログラムでテストを行ったプログラムであるか、確認したうえで導入するよう指導すること。* 中央会が把握していないソフトについては対応できるものもある。

4. 介護事業者の国保連合会への最初の請求は、5月10日までとされていることから、円滑な請求が行われるよう、帳票による請求書の記載方法、国保中央会が開発した「介護給付費請求簡易入力機能付き伝送ソフト」及び他の開発メーカーのソフトによる請求方法についての説明会を4月中に開催し、その周知徹底を図ること。

* 4月24日に県国保連より各指定事業者に、「介護給付費請求の手引き(平成12年4版)」を送付しており、その中により対応するとしている。

介護保険システムの開発状況等

1. 審査支払システム（国保連合会）

- ・ 審査支払システムは大手開発メーカーが開発担当。
- ・ 事業者台帳管理システム等の開発メーカーとのテストを行い完成した。
- ・ 4月24日に最終版のプログラムを連合会に配布する。

2. 事業者台帳管理システム（都道府県）

- ・ ソフト開発メーカー5社が開発。
- ・ 国保中央会とのテストを終了したプログラムが都道府県に配布され現在、稼働している。
- ・ 加算情報が追加されたため、修正したプログラムを国保中央会と現在テスト中。
- ・ 今週中には、全県に配布される予定。
- ・ なお、旧プログラムで事業所の登録を行っている県は、事業所の加算情報が不足している場合があるので加算情報を追加入力する必要がある。
- ・ 新しいプログラムの登録は、国保連合会のシステムとのレベルに合わせる必要があるので、国保連合会と調整して行うこと。

3. 保険者システム（市町村）

- ・ ソフト開発メーカー約100社が開発。
- ・ 大手開発メーカー3社は、国保中央会でプログラムテストを行い完了している。この3社で1900の保険者をカバー
- ・ 国保連合会でも保険者システムのテストを開発メーカー単位に実施している。
- ・ 保険者システムの開発が遅れているような話があるが、短期間での開発になったため、開発メーカーは、審査支払のスケジュールに合わせ、プログラムを使用する時期までに間に合うように全体のシステム開発を調整して開発していると

ころもある。

- ・なお、国保連では、保険者からの受給者の登録もれが相当額発生した場合には、保険者に資格の確認をとったうえで支払うこととしているので、国保連から照会があった場合には、システム開発業者の協力を得て、速やかに対応すること。
- ・保険者から国保連への受給者情報については、原則として伝送、磁気媒体にしているところであるが、例外的に紙による方法も可能としている。システムに障害があり、磁気媒体等で送付できない場合には、紙による送付で可。

4. 給付管理業務システム（介護支援事業者） 介護給付費請求システム（サービス事業者）

- ・ソフト開発メーカーは約100社が開発。
- ・国保中央会では、事業者システム開発メーカーに対して「チェックプログラムの提供」、「テスト環境の提供」を無償で行っている。
 なお、「チェックプログラム」は、国保連合会で使用する「審査支払システム」でデータが読みとれるかどうかチェックするプログラムである。
 また、「テスト環境の提供」とは、国保連合会で使用する「審査支払システム」で、開発メーカーがテストデータを用いて、テストを行うことであり、全ての介護給付費請求データをテストしているものではない。
- ・現在、102社から申し込みがあり、「チェックプログラム」については、102社全社に提供している。又「テスト環境の提供」については、36社に提供しており、さらに22社を追加する予定である。

**電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求
について（事務連絡 12年2月15日付・12年3月8日付）**

指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。

なお、①支給限度額管理が不要な単品サービス（居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護）のみを行うサービス事業所。

②支給限度額管理が必要な在宅サービス一種類のみを行うサービス事業所。

③支給限度額管理が不要な単品サービスと一種類の在宅サービスを行うサービス事業所。

④施設サービスのみを行う50床未満の介護保険施設。

⑤施設サービスと支給限度額管理が不要な単品サービスを行う50床未満の介護保険施設。

⑥施設サービスと支給限度額管理が必要な在宅サービス一種類のみ行う50床未満の介護保険施設。

⑦施設サービスと支給限度額管理が不要な単品サービスおよび一種類の在宅サービスを行う50床未満の介護保険施設。

であって、電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが特に困難と認められるものは、当分の間、請求に関する省令に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。

介護保険審査支払システム

